

仕 様 書

この仕様書は、委託者札幌市（以下、「委託者」という。）が受託者に委託する「産業廃棄物（マイクロフィルム、ネガフィルム）収集運搬処分業務（単価契約）」について、必要な事項を定めることを目的とする。

1 委託業務名

産業廃棄物（マイクロフィルム、ネガフィルム）収集運搬処分業務（単価契約）

2 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

3 業務概要

文書保存センターに保管されているマイクロフィルム、ネガフィルムを産業廃棄物として収集し、処理施設へ運搬、処分を行う。

4 履行に必要な許可

産業廃棄物収集運搬業許可

産業廃棄物処分業許可

5 収集場所

札幌市文書保存センター

札幌市中央区北12条西23丁目SDC北12条ビルA棟2階

6 対象物及び予定数量

マイクロフィルム、ネガフィルム 約1,400kg

7 業務内容

受託者は、本市業務担当者と事前に日程調整のうえ、本市業務担当者立ち会いのもと、収集場所から対象廃棄物を搬出すること。

受託者は、収集した産業廃棄物を処理施設へ運搬し、個人情報などの機密情報等が読み取れないよう焼却処分を行うこと。

8 履行確認のための提出書類

受託者は、業務が完了後、速やかに完了届及び産業廃棄物管理票を受託者に提出すること。

9 安全の確保

受託者は、作業の実施に当たり、委託者の職員、従業員又は第三者に対する事故防

止に留意し、事故に対する一切の責任を負う。また、事故等の問題が発生した場合は、直ちに委託者に報告し、指示を受けること。

10 環境への配慮について

本業務においては、本市が取得した環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

業務に使用する車両は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

11 権利義務の譲渡等の禁止

受託者は、本委託業務によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は委託業務を処理させてはならない。

12 秘密の保持

廃棄物の取扱いにあたって受託者の従業員は、本業務の履行期間及び履行後において、業務上知り得た一切の秘密について、第三者に漏らしてはならない。

秘密の範囲は、本業務遂行のため委託者から預託された廃棄物に記録されているものの内容とする。

受託者は、受託者の従業員に対し上記の秘密の保持について適切な指導管理をしなければならない。

13 特定個人情報等の取扱いにおける注意事項

特定個人情報等の取扱いについて、各実施回開始前に、特定個人情報等取扱状況報告書（様式1）を委託者へ提出すること。

14 その他

業務履行に際して、関係法令を遵守のうえ、適正に行うこと。

業務を行う際には、施設及び物品等に損傷を与えないよう留意し、万一事故が発生した場合、受託者の責任において修理すること。

この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議の上実施すること。

15 連絡先

札幌市総務局行政部総務課

札幌市中央区北1条西2丁目

担当：中井（011-211-2167）

【様式1】

特定個人情報等取扱状況報告書

年 月 日

札幌市長 様

住 所
会社名
代表者名

特定個人情報等取扱安全管理基準及び特定個人情報等の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

委託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記の基準及び特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、特定個人情報等取扱安全管理基準適合申出書の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業員の指定、教育及び監督（変更なし・変更あり） (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり） (3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり） (4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況： (5) 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要： (6) 関係法令の遵守（変更なし・変更あり） (7) 定期監査の実施（変更なし・変更あり） (8) その他特定個人情報等取扱安全管理基準適合申出書からの変更（なし・あり）	
2 その他特記事項等	